

第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けた たまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託特記仕様書

1 業務名

第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたたまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

2 業務目的

古賀市では、計画期間を令和2(2020)年度から5年間とする「第2期古賀市人口ビジョン及びたまち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、『ひとが集い 魅力を育み 未来へつなぐ』を基本理念として、人口減少問題の克服と地域成長力の確保をめざした取組を進めている。現計画の計画期間は令和6(2024)年度をもって終了するが、地方創生は、長期的な視点に立ち、地域活力の維持・拡大を図るための息の長い取組であることから、新たに令和7(2025)年度から5年間を計画期間とする次期総合戦略を策定する必要がある。

一方、わが国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、令和4年12月23日に、「第2期たまち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5(2023)年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、都道府県及び市町村に対しても国の総合戦略を勘案した「地方版総合戦略」の策定を求めている。

本市においても、人口減少問題を克服し、将来にわたって持続可能で活力あるまちづくりを推進するためには、国・県と連携し、デジタル技術の活用により地域の個性や魅力を活かした取組が必要であることから、次期総合戦略においては、DX推進と地方創生に関連する政策・施策をとりまとめることとしている。

本業務では、本市における現行の総合戦略の取組状況や重要目標達成指標(KGI)、重要業績評価指標(KPI)の達成状況等の成果を検証するとともに、国の人口推計を踏まえた人口ビジョンの時点修正、統計データ等を活用した現状分析、近年の社会情勢や国・県の総合戦略をふまえた基本目標や基本的政策の見直し、国の支援策や新たな財源等の活用、市民・企業・関係団体等との協働の推進、デジタル化とDXのさらなる推進等を調査、提案し、次期総合戦略の策定を支援することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

4 業務内容

(1) 現行総合戦略の検証

①現行総合戦略における基本目標の方向性及び基本的政策の取組状況の検証

- ②重要目標達成指標（K G I）及び重要業績評価指標（K P I）の検証
- ③古賀市総合政策検証会議における現行総合戦略の検証の支援

（2）基礎調査

①現状分析

本市の人口動向、地域経済状況、産業特性、就業状況や雇用状況などについて、各種統計データや地域経済分析システム等を活用し、周辺市町や類似団体と比較の上で現状把握し課題を取りまとめる。

②調査・分析

人口ビジョンの時点修正や次期総合戦略の策定に必要な下記事項について、調査、分析を行うことで、戦略的な総合戦略策定につなげるものとする。なお、ニーズ分析にあたっては、令和4年度に実施した古賀市市民意識調査報告書（令和5年1月版）等を活用するものとする。

- i．自然動態の要因分析、合計特殊出生率に影響を与える社会経済的な要因分析
- ii．社会動態の要因分析
- iii．地域経済や住環境・子育て環境、雇用・就労環境等の特徴、強み、弱み等の分析
- iv．市民の結婚・妊娠・出産・子育て・進学・就労に関する意識、希望の把握
- v．子育てや定住環境についてのニーズ分析
- vi．企業就業者の雇用環境や暮らしなどのニーズ分析
- vii．行政手続等におけるデジタル化、D X推進についてのニーズ分析
- viii．その他必要な調査

（3）人口ビジョンの時点修正支援

①人口の現状分析

- i．人口動態や経済指標等を活用した人口動向分析（見直し）
- ii．2065年までを基本とした将来人口推計と分析（見直し）
- iii．人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察（見直し）

②人口の将来展望

- i．将来展望に必要な調査・分析（見直し）
- ii．めざすべき将来の方向性、基本的な施策の方向性（見直し）
- iii．人口の将来展望（見直し）

③国及び他自治体等の情報収集

④古賀市人口ビジョン時点修正案の作成

（4）古賀市DXビジョンの策定支援

市民が中心の行政サービス及びまちづくりの観点から、住民意見等を把握した上で、本市のDXビジョンを策定すること。策定にあたっては、住民の意見の効果的な収集方法について提案すること。住民意見の収集にあたっては委託者と協議の上、実施すること。

- (5) DXビジョンを実現する市内DX施策及び住民サービスの検討支援業務
DXビジョンを踏まえ、行政サービスの向上や業務効率化、人材育成における市内DX施策及び各分野におけるデジタルを活用した住民サービスを検討すること。
- ア) 市民サービスの向上に資する施策
 - イ) 職員の業務効率化に資する施策
 - ウ) 当市職員のDXスキル育成に資する施策
- ① 施策の優先度・重要度を考慮し、重点プロジェクトを設定
 - ② 重点プロジェクトごとにDXビジョンを実現するための工程表を作成
 - ③ 重点プロジェクトごとにKPIを設定
- (6) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援
(令和7年3月までに策定)
- ① 上位・関連計画、方針等との照合（整合性の整理）
 - ② 講ずべき政策に関する基本的方向の明示
 - ③ 基礎調査結果と整合のとれた戦略的な政策の提案
 - ④ 重要目標達成指標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）の設定支援
 - ⑤ 事業効果を検証・評価・改善するための仕組みづくりの提案
 - ⑥ 市民参画に関する運営支援（パブリックコメントの支援等）
 - ⑦ 第5次古賀市総合計画における総合戦略の位置づけと同計画アクションプランとの検証の連動についての整理
- ※その他、SDGsや外国人材活用、Society5.0、NPM（行政経営システム）、自治体PRMなどの考え方を総合戦略策定へ活用する提案が可能な場合は、その提案も含む。
- (7) 第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の編集支援
- ① 第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の編集支援のレイアウト、イラスト等の編集及び原稿データの作成
 - ② 第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の概要版WEBページのレイアウト、イラスト等の編集及びデータの校正

※注意事項

第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針（別紙3）を踏まえ、策定支援を行うものとする。

5 履行場所
古賀市内

6 成果品

(1) 中間報告

- ①古賀市人口ビジョン（時点修正案）中間報告書（簡易製本 2部）
- ②デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略中間報告書（簡易製本 2部）
- ③上記の電子データ

※提出については、別途指示する日までとする（令和6年10月下旬を予定）。

(2) 最終報告

- ①第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（A4版カラー簡易製本 10部）
- ②第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略概要版（A4版カラー簡易製本 10部）
- ③第3期古賀市人口ビジョン及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の説明用資料（パワーポイントデータ）
- ④上記①及び②の電子データ（PDF及びワードデータ並びにHPで公開するための各素材の画像データ）
- ⑤その他、当該業務において使用した基礎データ等

※提出された成果品は、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

7 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

8 その他注意事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

9 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 担当：中田・安部

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-942-1113 / FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp